

亀田総合病院等臨床看護教育研究センター

研究助成事業規程

(令和5年7月25日制定)

(目的)

第1条 亀田総合病院等臨床看護教育研究センター規程第2条(2)による事業として、臨床看護に関する研究の促進のため、研究費用の一部を助成し、その成果により、臨床看護研究の発展に寄与することを目的とする。

(資金)

第2条 事業の資金は、亀田総合病院等臨床看護教育研究センター(以下、「センター」とする。)の事業予算をもって充てる。会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(対象)

第3条 助成の対象は、臨床看護およびその関連領域に関する共同研究とする。

2 応募資格は、原則として、亀田総合病院、亀田クリニック、亀田リハビリテーション病院(以下、「病院」とする。)看護職員、亀田医療大学(以下、「大学とする」)教員とし、必ず病院看護職員と大学教員との共同研究とすることとする。ただし、共同研究者の中に、上記組織の看護職以外の者を含むことは可とする。

3 他の研究助成を受けている者や、重複して申請する研究は除く。

4 研究が継続され、さらに継続して事業による助成を希望する者は改めて申請を行うこととする。

(義務)

第4条 この事業による助成を受けた者は、対象研究課題の研究成果を助成年度の研究発表会において発表することとする。また原則として助成終了後2年以内に学会発表、3年以内に論文投稿するものとする。学会発表、論文掲載された際には、センター事務局まで報告することとする。

2 研究成果の発表を行う際には、センターからの助成を受けた研究であることを明示しなければならない。

(罰則)

第5条 事業による資金を受けた者の負う義務を怠り、またセンターの名誉を甚だしく毀損する行為があった場合は、センター臨床看護研究部門が査問を行い、運営委員会での審議のうえ、贈与した資金の全額の返済を求めることがある。

(委員会)

第6条 研究助成事業（以下、「事業」とする。）の運営は、臨床看護研究部門が所掌し、研究助成委員会（以下、「委員会」とする）と称する。

- 1) 部門長が運営を総括する。
- 2) 委員会は、次の事業を行う。

①事業の公募、選考および運営委員会への報告

②事業対象者の義務履行の確認、および不履行の査問、返還の義務等につき運営委員会の報告

③その他、事業実施に必要な活動

(募集要項)

第7条 委員会は、募集要項を別に定め、応募資格者の所属する施設に公告する。

(審査結果の公告)

第8条 委員会は応募締め切り後ただちに審査会を開催し、別に定める採点基準に基づき速やかに助成該当研究を選考し、その結果を運営委員会に報告・決定し、対象施設に公告する。

(支給)

第9条 支給額は、募集要項に定め、助成が適当と認められた研究課題の費用に充当するものとして選考された研究の代表者に送付する。

第10条 この規程は令和5年9月1日より施行する。